

上下水道局及び郡山市発注の建設工事における最低制限価格の見直しについて

平成 29 年 4 月 4 日

郡山市上下水道局総務課

上下水道局及び郡山市では、発注する建設工事の競争入札案件において、品質の確保やダンピング受注の防止を目的に最低制限価格を設定しております。

国は、「建設業の働き方改革を考慮し、現場作業員の賃金に当たる労務費の算入率を変更することにより、公共事業の品質確保や賃金の適切な確保を図ること」を目的として、昨年 3 月の見直しに引き続き、平成 29 年 3 月 14 日に低入札価格調査基準の見直しを行うことを発表しました。

また、同日には国の主な発注機関でつくる中央公共工事契約制度運用連絡会が「低入札調査価格基準モデル」を改正しており、さらに国は、平成 29 年 3 月 15 日付けの通知で地方自治体に対し、改正後のモデルを参考として最低制限価格等を適正に設定するよう求めています。

上下水道局は、これらを踏まえて下記のとおり、昨年に引き続き最低制限価格を見直しましたのでお知らせします。

なお、上下水道の組織統合に伴い最低制限価格の設定を市に準拠した見直しとしましたので併せてお知らせします。

記

1 最低制限価格の引き上げについて

上下水道局及び本市では、工事品質の確保やダンピング受注防止に加えて、公共工事に従事する方々の賃金及びその他の労働条件の改善や下請業者へのしわ寄せを防止するとともに、建設工事の担い手の育成及び人材の確保に努めることで、建設業の健全な発展に寄与するため、全ての入札案件において最低制限価格を業種ごとの平均で 0.3% から 1.6% 程度引き上げ、入札を執行してまいります。

◆上下水道局及び郡山市の設定範囲

予定価格の「概ね 82 ～ 92 %」

2 実施時期

平成 29 年 4 月以降に執行する入札案件から適用します。